

令和3年度第2回鳥取県東部保健医療圏地域保健医療協議会全体会議 及び医療提供部会合同会議 兼 第2回地域医療構想調整会議概要報告

- 【日 時】 令和4年3月24日（木）午後6時30分～午後8時00分
【場 所】 東部医師会館及び Web 会議
【出席者】 委員30人（内 Web 参加23人）、アドバイザー1人（Web 参加）、事務局10人
計41人（別添名簿のとおり）
【概 要】 以下のとおり

1 協議

(1) 医療介護総合確保基金（医療）について提案のあった要望事項に係る協議について

① 地域医療連携円滑化のためのメディカルスタッフの配置について（資料1）

- ・地域の診療所から病院への患者紹介を円滑化し、患者の待機時間を短縮、負担軽減が図られるよう、病院の紹介受付を担当する看護師等のメディカルスタッフの充実を提案する。（県東部医師会からの提案）
- ・現在、紹介患者の受け入れの可否判断は、看護師ではなく、担当医師によって判断している。患者紹介の依頼があり次第、速やかに医師へ伝達するように努めているが、担当医師の診察や処置中などの事情によって、速やかに、対応が困難な場合もあるという現状がある。（地域医療支援病院）
- ・現行の仕組みでは、医療スタッフの配置だけによる短時間化は困難であり、院内での医療スタッフの議論や協力体制等、病院内での検討も必要である。
- ・病院と診療所の連絡体制、患者紹介の仕組みを協議していただく必要があるため、現時点では、基金への提案は行わない。

⇒【承認】

② 老人保健施設、訪問看護事業所における看護師研修、教育受入への支援について（資料2）

- ・新任看護師や看護学生の実地研修の充実のため、受入事業所の受入に対する支援など、教育受入を推進する取組を提案する。（鳥取県老人保健施設協会からの提案）
- ・保健施設や訪問看護事業所での実地研修の充実は必要であるが、受け入れる施設の限られた人員で研修受入は相当の負担となっており、研修の実施、受入について支援を望む。（県看護協会）
- ・看護師養成に係る県の支援事業は、外部から学生等を実習受け入れする際の支援は現時点ではない。（県支援事業は資料2のとおり）
- ・東部圏域としての基金への提案は行わないこととするが、県全体の課題とは思われるため、県の基金の担当者に報告する。

⇒【承認】

③ 訪問リハビリ、居宅介護支援事業所の事務作業代行職員の配置について（資料3）

- ・医療福祉の専門職員が本来の業務に専念できるよう、これまで専門職員が処理してきた作業を代行する事務職員を配置、採用し、配置する取組支援について提案する。（鳥取県老人保健施設協会からの提案）
- ・訪問リハビリ、居宅介護支援事業所の専門職員に係る事務代行職員の配置支援は事業化はされていない。「介護助手」のような人材確保のため、多様な方を対象に研修や体験の機会を提供する取り組みを進め、これらの人材を増やしていく方向で取り組んでいる。（鳥取県長寿社会課）
- ・県から厚生労働省に対して、基金の対象とできるかどうか確認されたところ、厚生労働省からは事務代行職員の配置支援は基金では認められないという見解を受けている。
- ・厚生労働省の見解を踏まえると、基金提案は困難と考えられるため提案は行わない。

⇒【承認】

(2) 外来・在宅医療提供体制に係る調査の実施について（資料4）

・県による「鳥取県外来医療計画（令和2年4月策定）」の策定過程で、令和元年度に開催された本協議会において、計画策定にあたっては、数値など表面的な見方ではなく、地域特性や今後の診療所の存続など将来動向も踏まえた検討が必要と意見をいただいた。

・東部圏域の病床機能や病床数を検討する上で、患者の退院後の受け皿について、現状と将来動向を把握することが必要となっている。

・国は第8次医療計画の令和6年度の開始に向けて、令和5年度に第8次医療計画策定作業に入る。外来医療計画も第8次医療計画の策定に併せて見直し検討が行われる。

・基礎情報として東部圏域の実情を把握しておく必要があるため、令和4年度に外来在宅医療提供体制に係る調査を行いたいと考えている。

想定される設問は、「外来医療について」は、①従事する医師数・年代、②延べ患者数、③2030年時点での存続見込で、別の手法において把握が可能な調査項目は対象外とする。（対象外の項目は資料4のとおり）

「在宅医療の実施について」は、①現在の実施状況、②2030年時点での実施見込を調査し、在宅医療についての将来動向を把握したい。

また、在宅医療実施している医療機関を対象に、①現時点での実施体制、②取り組み状況を調査して、現時点の課題、問題点の把握につなげたい。

・調査項目、対象、実施時期、方法について、令和4年度、本協議会で検討していく。

⇒【承認】

2 報告

(1) 東部医療従事者のためのシミュレーションセンター整備事業について（圏域提案要望）

（資料5）

・医療従事者が自由に訓練できる環境を整備し、トレーニング機会を充実させるとともに、トレーニング機器を用いた研修を実施するもの。（整備するトレーニング機器は資料5のとおり）

・東部圏域内で整備方針について合意が得られており、医療従事者の確保・養成のための事業として適当と認められるとして、県では新規事業として承認された。

県は鳥取県医療審議会等の審議結果を踏まえて、年度末までに国（厚生労働省）へ事業概要・要望額を報告の予定である。採択の場合は、年内に国から内示があり、来年の1月以降には事業に着手できるものと見込まれる。

・鳥取県立中央病院にシミュレーションセンターを設置し、鳥取県立中央病院のドクターがシミュレーションセンター長となり、指導、研修することを考えているが、貸し出しも検討している。

導入する機器の購入費の1/2は、鳥取県立中央病院が負担することになることから、貸し出しの場合は、利用料を負担していただくよう考えている。（鳥取県立中央病院）

3 助言

いろいろな課題を東部圏域できちんと各病院それからいろんな部門で、このように協議されることに対して大変敬意を表したい。ぜひ皆様方の意見を交わしながら、いいものを作っていたきたい。